

(制度名 アイヌ文化の振興等)

(国土交通省北海道局)

(共管：文化庁)

1. 制度の概要

- ・ アイヌ文化の継承者の育成、アイヌ文化の振興
- ・ アイヌの伝統等に関する広報活動、その他の普及啓発
- ・ アイヌ文化の振興等に資する調査研究
- ・ 調査研究を行うものに対する助言、助成その他の援助
- ・ その他アイヌ文化の振興等を図るために必要な業務

2. 指定、登録等の基準

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律第7条第1項

国土交通大臣及び文部科学大臣は、アイヌ文化の振興等を目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
(財)アイヌ文化振興・研究推進機構	平成9年7月	住所 北海道札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7 電話 011-271-4171	アイヌ文化振興法施行規則第1条に定める指定の申請を審査し、アイヌ文化振興法第7条第1項に定める要件を適正かつ確実に行うことができると認められたため。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
該当なし	

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成20年9月1日現在）

見直しの結果、特段の見直し事項はない

7. 政策評価

国土交通省の政策評価

<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/index.html>